

旭区会計年度任用職員募集要項【令和9年1月1日採用】

（旭区市民活動・生涯学習支援センター事務員）

1 募集概要

- 職名 : 会計年度任用職員(旭区市民活動・生涯学習支援センター事務員)
- 勤務地 : 旭区市民活動支援センター「みなくる」(旭区鶴ヶ峰2-82-1 ココロット鶴ヶ峰4階)
- 募集人数 : 1 名

2 職務内容

市民活動・生涯学習に関する以下の業務を行います。

- 市民活動・生涯学習に関する相談・コーディネート
- 市民活動・生涯学習に関する情報の収集・提供
- 機材・会議室の管理及び貸出、交流の場の管理、業務日誌の作成
- 講習会・研修会などの自主事業の企画・立案・実施
- その他地域の生涯学習・市民活動推進に必要な支援
- その他、大規模災害発生時における災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)

3 応募要件

- 市民の市民活動・地域活動への参加支援に積極的に取り組む意欲のある方
- 区内の様々な市民活動・地域活動についての知識を得ながら、地域の課題解決に向けた事業の企画・実施をする意欲のある方
- 様々な人や団体をコーディネートして区の新しい活動を生み出したい方
- PCの操作(Word、Excel、PowerPoint、電子メール、インターネット等)ができる方
- 土・日・祝日・夜間を含むシフト勤務が可能である方
- 令和9年1月1日時点で中学校卒業以上の方
- 地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと

《各区市民活動・生涯学習支援センターの基本方針》

区の間支援組織として、地域課題の解決や魅力ある地域づくりを目指し、市民公益活動と生涯学習を支援する。

《各区市民活動・生涯学習支援センターの役割》

- ・ 個人（市民）の地域活動への参加を促進・支援
- ・ 団体や個人の地域での活動がより活性化するよう支援。また、その活動が市民公益活動へと発展するよう促す。
- ・ 様々な主体（活動団体や個人、地域施設等）が連携協働した活動に取り組めるよう主体間をつなぐ役割を担う。

4 勤務条件および報酬等

勤務条件及び報酬(注)	任用期間	令和9年1月1日～令和9年3月31日 上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大4回)
	勤務日及び勤務時間	週5日 1日あたり6時間(休憩1時間) ※ローテーション制による(土・日・祝あり) 勤務時間例(休憩1時間含む) (1)午前8時45分～午後3時45分 (2)午前9時45分～午後4時45分 (3)午前10時15分～午後5時15分 (4)午後1時45分～午後8時45分 【勤務を要しない日】 1週間につき2日となるようにあらかじめ所属長が指定する日(ローテーション制による) ※年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く
	給与	月額 204,900 円 ※通勤費用(実費相当額)を別途支給
	社会保険	健康保険(横浜市職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険に加入
	休暇	年次休暇等

(注)その他、勤務条件等は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 選考方法

選考	
選考方法	第一次選考:書類選考 第二次選考:面接
日時	(1)書類選考 令和8年11月12日(木)までに結果通知を発送(予定) (2)面接選考 ※第一次書類選考の合格のみ。 令和8年11月19日(木)に面接を実施します。 時間等の詳細については、第一次選考合格者へのみ結果通知に同封します。
会場	旭区役所
選考結果	第二次選考の結果は、合否に関わらず令和8年12月1日(火)までに結果通知発送(予定)

6 選考方法

募集期間	令和8年10月22日(木)～令和8年11月5日(木)
提出書類	募集期間内に、下記3点を郵送またはご持参してください。 ①会計年度任用職員申込書 ②エントリーシート ③返信用封筒(合否通知返送用) ⇒ 返信用封筒には110円分の切手を貼付し、ご自身の郵便番号・住所・氏名を記入 ※①②はホームページよりダウンロードしてください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/kusei/saiyo/
提出先	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12 旭区役所地域振興課地域力推進担当 ※窓口持参の場合は、旭区役所地域振興課地域力推進担当(2階 21 番窓口)まで。 窓口の受付時間は、平日8時45分～17時 ※郵送の場合は、11月5日(木)必着。配達状況等はご自身で確認いただくようお願いいたします。

7 その他

- (1) 提出書類は、パソコンまたは申込者の直筆で黒ボールペンを使用してご記入ください。消えるインクで記載されたものは失格とします。
- (2) 提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- (3) 申込書等に虚偽の記載があった場合は、合格を取り消す場合があります。
- (4) 本選考に際して市が収集する個人情報については、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (5) 選考会場までの交通費は自己負担とします。

8 問合せ先

旭区地域振興課地域力推進担当 旭区役所(2階 21 番窓口)

電話 045-954-6028 担当:五藤・佐藤

※電話・窓口へのお問合せは、平日の午前9時から午後5時まで